

武田 直大

法学研究科・准教授

[研究]

9月末までは、引き続いて、ドイツ連邦共和国バイエルン州のユリウス・マクシミリアン大学ヴュルツブルクにおいて、在外研究を行った。この間、主として、ドイツ約款法において近年議論がされている、不当条項を修正するための約款調整の問題について、研究を進めた。その成果は、平成29年度以降に、日本法の動向とも照らし合わせたうえで、論文として公表する予定である。

また、不当条項差止訴訟において一部無効の条項をどのように処理すべきか、という問題について、阪大法学に論文を寄稿した（拙稿「不当条項差止訴訟における一部無効条項の処理」阪法66巻3＝4号219頁）。そこでは、①現に使用されている文言の条項に限らない一般的な差止請求を可能とするための解釈論、②差止範囲と無効範囲の関係は、いかなる趣旨の差止請求がされているかによること、③何をもって一部無効条項といえるか、を論じた。

帰国した10月以降は、以前から研究を進めていたドイツ約款法における補充的契約解釈に関する裁判例の展開について、論文の執筆に取り組んだ。その成果については、平成29年度の阪大法学に3回連載する予定である。第1回については、既に3月中に提出した。

[教育]

第1 Semesterにおいては、上記のように、ドイツにおいて在外研究中であったため、教育活動は行わなかった。

第2 Semesterにおいては、学部において民法2の講義を、全学共通教育科目として法の世界を担当した。前者は、債権各論（契約および法定債権）を内容とするものであるが、450頁を超える講義資料を作成し、極めて豊富な内容の教授に努めた。また、後者においては、学部1年生・入門者向けの民法教科書を用いて、①民法においてどのような法的問題が扱われているのか、②それらの問題を処理するために、どのようなルールや概念が用いられているのか、③より広く法律学がどのような思考枠組みを用いているのか、といった民法学の基礎的な事項について、初学者・他学部生を含む受講者に伝授することに努めた。

[管理運営]

第2 Semesterより、以下の役職において、管理運営に当たった。

まず、学部教務・AD委員として、月1回の会議に参加する、期末試験の時間割を作成する、などの業務を行った。

次に、法学会運営委員（会計）として、毎月の会議に参加するなどの業務を行った。

最後に、安全衛生管理室員として、避難訓練の際の避難確認業務、毎月開催される豊中地区事業場安全衛生委員会の報告書作成などを担当した。

[社会貢献]

特になし。